



老発第0726003号
平成14年 7月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）の
適正な普及について」の一部改正について

指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム。以下「グループホーム」という。）の適正な普及については、既に平成12年11月16日の全国介護保険担当課長会議においてその全体像をお示ししているところであるが、今般、その中で未実施であった、グループホームの管理者及び計画作成担当者が勤務を始める前に「痴呆介護実務者研修（基礎課程）」を修了しておくこと及びグループホームが都道府県の選定した評価機関の行うサービス評価を受けることの義務付けに関し、標記通知を下記のとおり一部改正することとしたので、御了知願いたい。

貴職におかれては、改正後の標記通知の考え方を踏まえ、介護保険法に基づく事業者の指定に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）や関係通知の該当部分に十分留意するとともに、事業者に対する適切な指導監督を行っていただくようお願いしたい。また、管内市町村、関係団体、グループホーム等に対して本通知の趣旨の徹底を図るとともに、本通知内容の実施に向けた体制づくりに御配意いただきたい。

なお、本通知の内容を踏まえ、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）の一部改正を併せて行うこととしており、また、下記1については同通知において所要の経過措置を設けることとしているので、念のため申し添える。

記

- 1 1の(2)の①中「から」の次に「、グループホームでの勤務を始める前に」を加え、「受講することを義務付ける」を「修了していなければならない」に改める。
- 2 1の(3)中「ついて、」を「係る」に、「の実施を担保する観点から、グループホームに関し特に定められた一定の評価基準による評価を行った上でその結果を公表することを義務付ける」を「として、各都道府県の定める基準に基づき、まず

自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行い、また、評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居（申込）者及びその家族に対して開示しなければならない」に改める。

「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）の適正な普及について」の一部改正について：新旧対照表

| 現 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>1 指定要件の改正等に係る事項</p> <p>(2) 管理者及び計画作成担当者の研修の義務付け</p> <p>① グループホームの管理者及び計画作成担当者については、基準第157条第5項及び第158条第2項に定める両者に必要な知識・経験等を確保する観点から、「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づき都道府県及び指定都市が実施する「痴呆介護実務者研修」のうち基礎課程を受講することを義務付けることとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) サービス評価の義務付け グループホームにおいて提供されるサービスの内容等について、基準第163条第6項に定める質の評価の実施を担保する観点から、グループホームに關し特に定められた一定の評価基準による評価を行った上でその結果を公表することを義務付けることとする。</p> | <p>1 指定要件の改正等に係る事項</p> <p>(2) 管理者及び計画作成担当者の研修の義務付け</p> <p>① グループホームの管理者及び計画作成担当者については、基準第157条第5項及び第158条第2項に定める両者に必要な知識・経験等を確保する観点から、グループホームでの勤務を始める前に、「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づき都道府県及び指定都市が実施する「痴呆介護実務者研修」のうち基礎課程を修了していただかならなければならないこととする。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) サービス評価の義務付け グループホームにおいて提供されるサービスの内容等に係る基準第163条第6項に定める質の評価として、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総合的な評価を行い、また、評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居（申込）者及びその家族に対して開示しなければならぬこととする。</p> |